

国立大学法人筑波技術大学 春日キャンパス 学生食堂 業務委託事業者  
公募要項

1. 目的

筑波技術大学春日キャンパスにおける「食のサービス」について、安心・安全で、健康面に配慮し、食事内容・価格面において利用者の満足が得られる食堂の運営を最適と思われる委託業者に委託することにより、学生及び教職員の福利厚生を充実させることを目的とします。

筑波技術大学春日キャンパスは視覚に障害がある学生が学ぶ大学です。視覚障害学生対応にも理解のある業者様からの応募を期待しています。

2. 施設の概要等（別紙1参照）

- (1) 場所 茨城県つくば市春日4-1 2-7
- (2) 建物 筑波技術大学春日キャンパス大学会館1階食堂  
食堂、厨房、事務室、便所、更衣室、倉庫  
※食堂ホールは営業時間外に学生の課外活動の場所として使用することがある。
- (3) 席数 約100席
- (4) 学生 115人（令和5年7月1日現在 春日キャンパス）
- (5) 教職員 約80人（令和5年7月1日現在 春日キャンパス）
- (6) 過去の利用状況 1日の平均利用人数：約50食（令和元年度実績）

3. 応募資格

食堂運営について良質な飲食物および優良なサービスを提供できる能力と実績を有し、長期間にわたり安定した食堂運営が可能な業者であって、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (2) 令和2年9月1日から令和5年8月31日までの間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定められている暴力団又は暴力団員関係者でないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅

かすおそれのある団体に属するもの。

上記に該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。上記に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けてないこと。

#### 4. 営業開始日（予定）

令和5年10月2日（以降できるだけ早い時期）

※別途相談とします。

#### 5. 契約期間等

契約は3年とする。

ただし、双方に特別の問題が生じない限り契約満了日の翌日から向こう1年間の契約を更新したものとみなし、その後も同様とします。

#### 6. 営業形態・方法

直営店又はフランチャイズ店舗を基本とし、大学内の福利厚生施設として相応しい営業に配慮することとします。学生食堂の対象は本学学生、および教職員です。

#### 7. 営業内容

メニューは業者に一任します。軽食やパン、弁当販売や、コーヒー等飲料の販売も可とします。なお、営業にあたり、以下の点にご留意ください。

- ・学生が利用しやすい価格設定とすること。
- ・安全で栄養バランスの取れたメニューに配慮すること。
- ・利用者のニーズを把握し、利用者確保に努めるとともに、継続的なサービス向上に取り組むこと。

#### 8. 営業期間

営業日及び営業時間は、原則下記のとおりとしますが、本学と業者との協議により、変更可能とします。

- (1) 学生食堂の営業としては原則として平日昼食時間帯(11時30分から13時30分)の営業を行うこととします。
- (2) 学生食堂としての定休期間は土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときはその翌日とする。）、及び大学の一斉休業その他大学の行事に基づく休業（入試等）とします。大学指定の春季休業日、夏季休業日、冬季休業日等があり、大学内の学生数に減少が起きます。

## 9. 経費負担

施設使用料は徴収しない。

なお、公租公課が発生した場合は業者の負担とする。

### (1) 大学負担分

- ・基本厨房機器・器具、付帯設備の設置（詳細は別紙2を参照）
- ・椅子、テーブル等の設置
- ・日常清掃（食堂ホール内）
- ・付帯設備（エアコンなどの修繕）
- ・施設の老朽化に伴う修繕

※営業補償費等の経費援助は行なわない。

### (2) 業者負担分

- ・食堂ホール部分を除く、業者使用分の光熱水費(個別メーター有り)
- ・日常清掃（厨房部分）
- ・食器等の消耗品
- ・厨房・食堂ホール関係消耗品
- ・原材料費
- ・人件費、保健衛生費等、営業に関する経費
- ・廃棄物処理費用
- ・害虫駆除
- ・業者の故意又は過失等による建物施設の破壊にかかる修繕

## 10. 衛生管理・維持管理・環境保全等

### (1) 衛生管理

食堂を運営するにあたり、食品衛生法及び関係法令を遵守するとともに、食品衛生法に係る諸手続は、業者の責任において実施するものとします。

なお、食中毒及び各種感染症（新型コロナウイルス含む）の防止を徹底するため、厨房内の衛生管理及び食材の品質管理等についても業者の責任において実施するものとします。

また、日常の営業に必要な厨房部分の清掃は、業者において適切に行い、衛生管理に努めることとします。

### (2) 維持管理

厨房及び食堂ホール部分について、適切な維持管理を行うこととします。

### (3) 環境維持

営業により発生する内部の廃棄物の保管・処分等を適切に行い、環境維持に努めることとします。

### (4) その他

官公庁への届出及び申請等は業者が行うこととします。防火管理は業者にて行うこととします。

#### 1 1. 営業状況の報告

事業者は、毎月翌月の10日までに売上げもしくは営業収支を報告することとします。

#### 1 2. 賠償責任

施設運営に起因する事故に関し本学及び第三者への賠償に速やかに対応することとします。

#### 1 3. サービス水準の確保

事業者は、大学内における営業であることを勘案し、学生及び教職員等に対するサービスの向上に努めることとします。筑波技術大学春日キャンパスは視覚に障害がある学生が学ぶ大学です。視覚障害学生対応に理解のあるご対応をお願い致します。

#### 1 4. 応募方法

##### (1) 提出書類

##### ①提案書（様式は任意）1部

##### ①-1 運営方針

##### ①-2 食堂のレイアウト

##### ①-3 安定的・継続的な店舗運営のための計画・方針

- ・調理師を含む従業員の配置
- ・健全な収支計画
- ・苦情・要望に対する対応

##### ①-4 安全管理・衛生管理及び環境への配慮に関する取組

- ・廃棄物の削減及び生ごみの処理
- ・適切な清掃
- ・災害等緊急時の対応

##### ①-5 メニューの内容や構成、価格の例

##### ①-6 視覚に障害がある学生に対する対応についての提案を記したものを。

##### (2) 経営状況を示す書類1部

##### ①会社概要（パンフレット等、設立年、本社に関する資料等）

##### ②会社の登記簿謄本等（写し）

##### ③過去3年分の法人税・消費税の納税証明等（写し可）

##### ④過去3年分の貸借対照表・損益計算書等、経営状況がわかるもの

##### ⑤その他参考資料（フランチャイズの場合は契約形態に関する資料、大学等

への出店実績など)

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類等に記載された個人情報、業者の選定、審査その他出店手続を実施する目的以外に使用しない。

また、提出された申請書類は返却しない。

(4) 提出方法

郵送（簡易書留等、記録の残る方法で提出期限までに郵送）

(5) 提出期限

令和5年8月30日-令和5年9月15日（必着）

(6) 提出先

〒305-8521

茨城県つくば市春日4-1-2-7

筑波技術大学視覚障害系支援課学生係

1.5. 質問等の受付

質問及び現場見学は、原則として書面（様式は任意）により令和5年9月8日までに、下記問い合わせ先までメールまたはFAXにて送付すること。見学の日時等は連絡に基づき調整する。

1.6. 審査及び事業者選定の流れ

(1) 優秀提案の選定

本学保健科学部学生食堂設置委員会において本募集要項の内容等を総合的に審査し1件の業者を選定します。本学との協議を行い、協議が整った場合には業務委託契約を取り交わすものとします。

選定過程において必要に応じてプレゼンテーション及び試食を依頼することがあります。

(2) 審査結果の通知及び失格

審査結果は、文書で通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(3) 詳細協議

選出された業者は、本学との間で契約を締結するまでの諸条件について、詳細協議を進めるものとします。

(4) 事業者の選定及び結果の通知

本学は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、業務委託契約書を取り交わすものとします。

事業者選定結果は、令和5年9月25日以降に通知します。

17. その他

本公募への応募に関する一切の費用（資料等の作成及び交通費等の経費）は、業者側の負担とし、本学からは経費負担は行いません。

本募集要項に定めのない事項については、本学と協議のうえ決定することとします。

18. 問い合わせ先

担当窓口：筑波技術大学視覚障害系支援課学生係

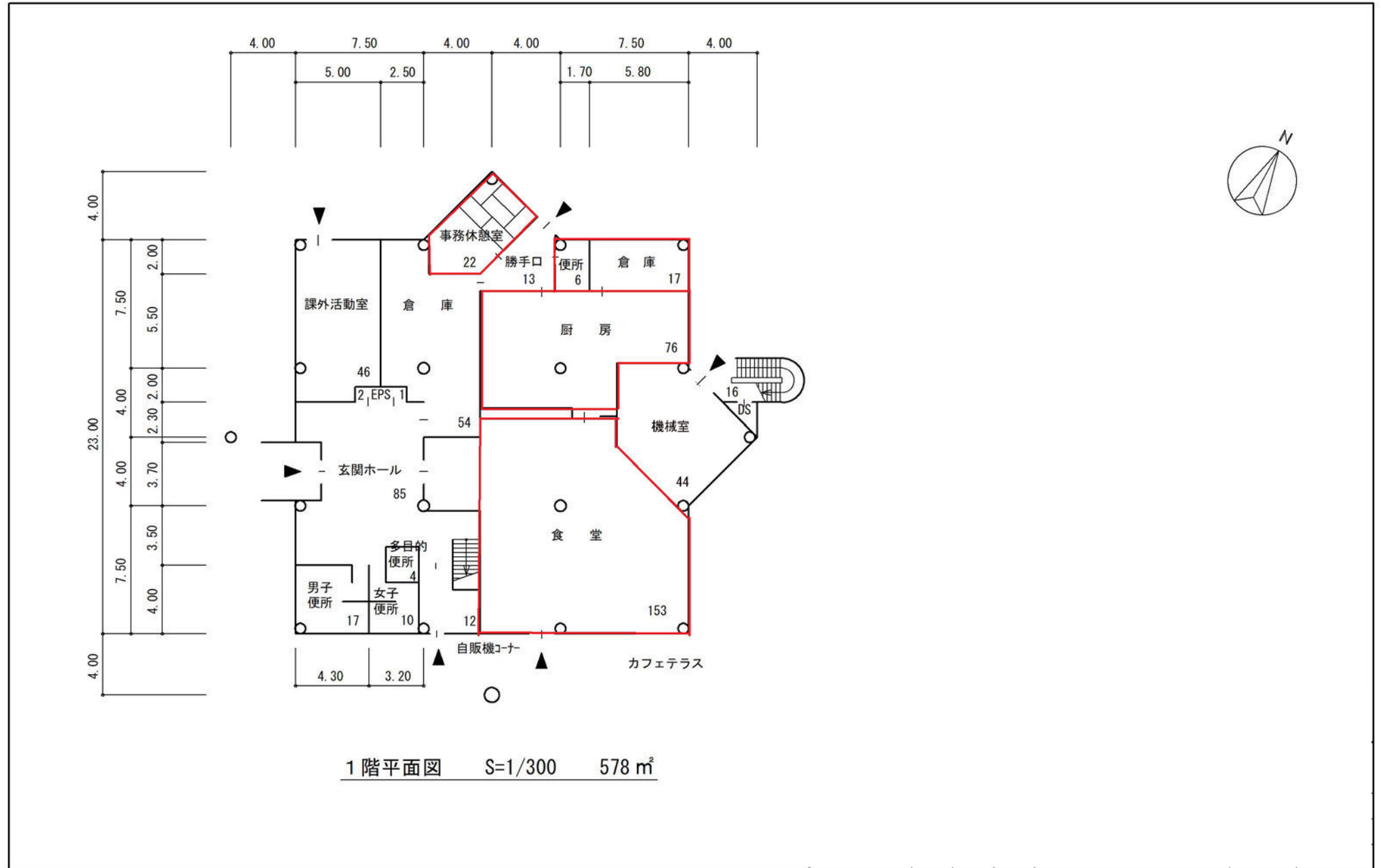
住所：〒305-8521 茨城県つくば市春日4-12-7

電話：029-858-9506

FAX：029-858-9517

e-mail：gakuseik2@ad.tsukuba-tech.ac.jp

# 棟別平面図



1階平面図 S=1/300 578 m<sup>2</sup>

## 基本厨房機器・器具

資産名称	規格	数量
コールドテーブル冷蔵庫	SUR-K1261SB	1 (2023 年新規設置済み)
冷蔵ショーケース	SMR-SU150RA	1 (2023 年新規設置済み)
ガス高速オーブン	RCK-S20AS4	1 (2023 年新規設置済み)
電気ウォーマー	ニチワ製	1
電気ウォーマー	ニチワ製	1
まな板包丁殺菌庫	TK-105	1
電気冷蔵ショーケース	OS-880	1
食器洗浄器	JWE-680UA	1
冷凍庫	SRF-J1263VS	1
冷蔵庫	SRR-J1583VSA	1(2001 年製)
ガスフライヤー	TGFL-45C	1(2016 年製)
ガス茹で麺機	MRK-046B	1(2016 年製)
ガステーブル	TSGT-1532A	1(2019 年製)
食器消毒保管庫	NHE-30BS	1(2016 年製)
給茶器		1
食券販売機		1



応募申込書

国立大学法人筑波技術大学 御中

公募要項の各項を承知の上、筑波技術大学春日キャンパス学生食堂の業務委託に関する公募について、次のとおり参加したいので、資料を添えて申し込みます。

1. 申込者

住所又は所在地

(〒 - )

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

電話番号

2. 添付書類

(1) 提出書類

①提案書(様式は任意) 1部

①-1 運営方針

①-2 食堂のレイアウト

①-3 安定的・継続的な店舗運営のための計画・方針など

・調理師を含む従業員の配置

・健全な収支計画

・苦情・要望に対する対応

①-4 安全管理・衛生管理及び環境への配慮に関する取組

・廃棄物の削減及び生ごみの処理

・適切な清掃

・災害等緊急時の対応

①-5 メニューの内容や構成、価格の例

①-6 視覚に障害がある学生に対する対応についての提案を記したもの。

誓 約 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波技術大学 御中

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

筑波技術大学春日キャンパス学生食堂の業務委託に関する公募の申込みにつき、下記に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- (1) 食品衛生法に基づく営業の禁止もしくは停止命令又は設備の整備改善命令の行政処分を過去3ヵ年の間に受けていないこと。
- (2) 法人及び代表者に賦課された税(国・都道府県・市区町村税)を完納していること。
- (3) 食中毒等事故の場合、業者(個人)の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。
- (4) 飲食店の営業許可を受けていること。
- (5) 本学から取引停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

## 質問書

宛先 〒305-8521 茨城県つくば市春日4-12-7  
国立大学法人 筑波技術大学視覚障害系支援課学生係 宛  
TEL 029-858-9506  
FAX 029-858-9517  
E-mail: [gakuseik2@ad.tsukuba-tech.ac.jp](mailto:gakuseik2@ad.tsukuba-tech.ac.jp)

質問者	会社名等	
	住 所	
	作成者の 所属・氏名	
	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	

項 目	
質問要旨	

項 目	
質問要旨	